

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 松村 恒夫

少年犯罪により家族を失った遺族が、傷つき・苦しみながらも日々の生活の中で、少年法改正に対する願い・思いをまとめましたので、是非、ご一読して頂き当会の意見を聞く機会を設けていただきたいと思います。

1. 少年事件の被害者に国選で弁護士を付ける制度の早期実現

少年事件の被害者等に事件直後から弁護士である代理人が必要であることは、成人事件の被害者等と変わりはないと思います。しかも、被害者等は被害を受けた直後は混乱状態にあるから、被害者等が自ら弁護士を見つけて連絡をとることは、被害者等に困難を強いるものです。仮に裁判所等から制度の説明を受けたりパンフレットを受け取ったりしたとしても、法律家の援助なしにそれまで無縁だった法律上の制度を直ちに理解し、自らその行使のために動くということは事実上不可能を強いるものでしかありません。

特に少年審判は短期間で行われるため、被害者等からアクセスするのではなく、弁護士の方からアクセスし、少なくとも最低限、今後の事件処理や被害者等の権利等を説明し、被害者等が権利行使の機会を失わなくするためにも、被害者にこそ国選弁護士を付けるべきである。

【具体的な事例・コメント】

- ①少年法が変わり意見陳述が出来るようになったが、誰も教えてくれず折角の制度が利用できなかった。
- ②突然、犯罪被害者になるなど誰も考えていない。現場や病院へ駆けつけ衝撃の姿や状況を目のあたりにして、うろたえるばかりで弁護士が必要なんて考えが及ばない。部活でお世話になった先生の知り合いに被害者参加制度に精通した弁護士を紹介してもらったが、今振り返って稀なことだったと思う。（このコメントは、逆送となった裁判で被害者参加が出来、遺族自らが加害少年に質問をしたり意見を述べられた遺族からのものです。）
- ③学校で起こった事件で、「少年法」を隠れ蓑に学校・教育委員会が組織的に事実の隠蔽をし、被害者に全責任を負わせて事件を事故としてしか扱わなかった。
- ④私のようにたった一人残された老婆は、何も分からず悲しみに苦しんでいるのです。加害少年に付添い人である弁護士を付けるのではなく、そう言う被害者こそ真っ先に助けるのが人間としての正義ではないでしょうか。世の中反対です。

2. 重大事件の事実認定に対する検察官の原則関与と取り調べの可視化

今回の「検察官関与の範囲の拡大」の結果には一定の評価をしますが、当会としては、検察官関与は裁判所の裁量によるのではなく、少なくとも、被害者が死亡したり重傷を負ったりした事件では、少年の自白の有無を問わず、原則検察官関与のもと警察・検察の事情聴取時の可視化も視野に入れて証拠に基づいてきちんと事実認定をするよう求めます。

審判は少年にとってそれまでの意識を変える機会です。そうであればこそ「保護」される審判だけでは不十分です。寛大な処分が必ずしも少年の成長にとって有益であるとは限らない。なお、重大犯罪の検察官の原則関与に関しては、法廷で少年が萎縮してしまい、言いたいことも言えなくなるという批判もあります。しかしながら、萎縮は更生の第一歩です。自らの犯した罪の影響の大きさに気づき、また被害者等の姿を見、声を聞き無惨な被害状況を知ってこそ、初めて加害少年は反省の気持ちを抱き、そこから更生は始まると思います。

また、捜査を十分に行い、正確な事実認定を行う必要があることは少年事件も成人事件と変わりはありません。しかしながら、家庭裁判所における少年審判は事実認定を目的とするものではなく、少年の保護を第一とする場です。したがって、事実認定を正確に行い、少年が人間の生命の尊さを十分に実感するためにも、重大事件においては、刑事裁判所における刑事裁判を経る必要があると思います。事実認定を十分に行わなかった場合、少年自身にとっても、自らが犯した行為が曖昧にされた感

じを受けることとなるが、それが真摯な反省に結びつかないことは明らかです。

【具体的な事例・コメント】

- ①犯人グループは青年と少年であり、青年の裁判のときは検察官が法廷で私被害者遺族の思いを話してくれました。息子もきつとうれしかったと思います。少年審判もこうあるべきです。
- ②少年審判の間に息子の死因は4回も変えられました。解剖医は「下腹部への暴行による神経性ショック死」で、再鑑定の結果は「従前から持っていた重篤な心臓病のため、喧嘩のときの興奮による突然死」で、裁判所は再鑑定結果を採用し判決文には「被害者は県下有数のサッカースポーツ少年であったが、従前から持っていた重篤な心臓病のため、喧嘩のときの興奮による突然死」と記載されていました。民事訴訟では死因は覆り「下腹部への暴行による神経性ショック死」と認定されました。警察官の身内が起こした事件であり、当初から検察官が関与してくれていれば、このようなことはなかったと思うと悔やんでも悔やみきれません。

3. 審判傍聴の対象者を拡大

- ① 審判傍聴は、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪とされ、傷害の場合には生命重大な危険が生じた場合に限り傍聴が出来るとされているが、きわめて限定的である。被害者の審判傍聴により、被害者と接し、その思いに触れることは、決して少年にとってもマイナスではなく、真の謝罪・更生のためにも必要であり、審判対象を限定することには理由がありません。
- ② 12歳未満の少年による事件は一律傍聴の対象外とされているが、これについても一律除外ではなく、少年の特性と事件の態様、被害の重さ等を考慮して、ケースごとに傍聴の可否を判断する制度にするべきです。

【具体的な事例】

- ①息子を殺されて苦しみと絶望の中で審判廷で意見陳述をした。審判廷で鉛筆と用紙を渡されたときに「音を立てないように」と注意された。遺族に対しては細かな注意をしたが、加害少年は家裁関係者全員に守られていたと感じた。あの雰囲気は全て加害少年のための場であると感じた。少年法改正後の事件で私どもは審判傍聴をできたが、以前の被害者遺族はどれほど悔しく・辛らかったことだろうと思う。
- ②被害者遺族としては、どんな相手に殺されたのか、又加害者はどんな発言をするのか、それらの全てを知りたいのは人として当然のことです。事件の重い軽いに関係なく希望があれば審判傍聴を認めるべきだ。
- ③故意に人を傷つけ、最悪命を奪った少年には被害者・被害者遺族の思いを聞かせなければ真の贖罪は出来ないと思う。少年の年齢だけで制限をつけるのはおかしい。事件の態様・被害の重さ・少年の性格などを総合的に見極めてもらいたい。事を軽微で終わらそうとする対応が子ども達の犯罪をエスカレートさせてしまうような気がする。

4. 審判に被害者を参加させ加害少年に対する質問

被害者は適正な事実認定をしてもらいたい、少年がどういう主張をするかを直接聞きたい等を理由として、審判出席を希望する被害者等は極めて多い。記録を閲覧すれば足りるというものではありません。現在の審判は加害少年の健全育成に対する協力者のみで構成されており、事実認定も不十分な面があることは否定できないと思います。

2000年の改正法で検察官関与や裁定合議制が導入されたが、その適用事例は極めて制限的です。加害少年の主張に対して反論する者のいない審判廷では、少年が事実と反する主張をした場合でもその主張がそのまま認められ、虚偽の事実認定が行われる可能性があります。加害少年が適正な事実認定を受け適切な処遇を受けることは、被害者等の回復に不可欠です。また、仮に審判において加害少年がついた「嘘」がそのまま事実として認定されて軽い処遇決定となれば、それは加害少年にとっても決してプラスではなく、その更生にとって有害であることは明らかです。このように、少年審判においてもその適正な事実認定が極めて重要であることは明らかであり、被害者等は審判において加害少年が何を述べ、どのように事実認定されるかをきちんと自分の目で確認したいとして審判への出席を希望しているのです。そして、審判には原則として検察官が出席していない以上、加害少年の主張を聞いた+結果、事実と反する部分がある場合はもちろん、ない場合にも、被害者等に審判廷で加害少年に対し質問したり、意見陳述をしたりする権利を認めるべきであると考えます。

加害者が成人の場合は、裁判に被害者が参加できるが、少年事件の場合は参加できないのは、被害者に対する不合理な差別であり、犯罪被害者等基本法に反するものである。被害者にとって、加害者が成人か少年かは関係がありません。少なくとも被害者が死亡したり重傷を負ったりした重大事件においては、審判においても被害者から少年に対する質問を認めるべきです。

【具体的な事例】

- ① 逆送となった裁判で被害者参加が出来た場合のみ、遺族自らが加害少年に質問をしたり、意見を述べる事が出来るのは公正ではありません。
- ② 被害者や遺族が、被害に遭った事件の詳細を知りたいと思うことは至極当然のことです。そのためには、各種の調書を見るだけではなく、加害少年から直接聞きたいことは非常に多くあります。軽微な事案では必要ないかと思いますが、生命に関わるような、そして重い後遺症を残すような事件の場合は、被害者や家族が加害少年へ質問することは認められるべきだと思います。
- ③ 夫は事件から8年半を植物状態で生きてきましたが、本当の意味で加害少年の更生を望むのであれば、その姿を見せてオムツ替えなどの被害者の介護なども体験させるべきだと思う。いまだに犯人から謝罪もなく会ってもいません。仕方なく民事裁判を起こしましたが犯人の内の一人しか出廷してきませんでした。当時（平成10年）は審判にも参加できませんでしたが、あの時審判に参加して、突然人生を奪われた夫に代わって加害少年に直接質問をしたかったです。

5. 社会記録の閲覧と謄写の無料化

そもそも他人の生命・身体等というプライバシー以上ともいえるものを奪った加害少年について、被害者等との関係においてさえ、そのプライバシーを尊重せよと一方的に主張することの不当性に気づくべきです。

被害者は知り得た情報を漏洩してはならないという制限はあって良いし、プライバシーを保護する必要があることは否定しません。しかし、被害者が死亡したり、深刻な障害が残るような重大事件の被害者の場合、被害者等はその事件によって一生を失ったのであるから、少年がそのような事件を起こすに至った理由をその家庭環境や養育歴も含め、知る権利があると考えべきです。

少年審判の対象には非行事実のみではなく要保護性も含まれ、双方を審理して処分が決定される。そのため、要保護性の部分（少年の生育過程等のプライベートな部分）についてまったく情報がないままに審判に関与しても、少年がなぜその非行に至ったのか、つまりなぜ自分の家族や自分自身が少年に殺されたり怪我をさせられたりしたのか、その理由を被害者はまったくわからないままで終わらざるをえない。少年のプライバシー保護という名目で、事件について何の利害関係もない一般国民と同様に被害者に対しても一切の情報提供を拒否するという現在の少年審判のあり方に合理的理由はありません。

また、記録の謄写費用は、民事訴訟費用等に関する法律が準用されているが（法5条の3）、被害者等が謄写料を自己負担しなければならないというのはあまりに不合理であるから、無料とするべきです。

【具体的な事例・コメント】

- ① 人の命を奪った犯人が未成年だという理由だけで、社会記録を秘密にされることは許されません。犯罪被害者遺族も当然守秘義務は守ります。何故加害少年の育成記録を提供するのにもったいぶるのですか。少年の人権が大切なら殺された被害者の人権も大切に扱ってください。加害少年寄りの扱いは公平ではありません。被害者遺族が悔しさの余り歯軋りしている現実をもっと知ってください。
- ② 供述調書により事件に至る経緯がある程度分かったが、少年には軽い知的障害があり以前にも少年審判に付されたようであり、尚更生い立ちや家族の関わりなどの社会記録の閲覧・謄写が必要であった。資料を読みながら、私は息子の命が危ない・心の中で命が奪われる瞬間が刻一刻と迫ってくることを感じて辛くて仕方がなかった。失われずにすんだ命がむぎむぎと奪われてしまったこと事を知ったとき、以前の少年審判の判断の甘さ・対応・父親の常日頃からの向き合い方の誤りなどで、わが子の命が奪われる結果になってしまったことが悔しくてならない。わが子の事件に至る前から何度も何度も危険信号を出していたのに、どうしてその時点で最適な判断が出されなかった。
- 犯罪を繰り返す少年への対応は何より重要で、その時点でしっかりした矯正がなされないと成人となっても社会を脅かす結果になると思う。
- ③ 記録の閲覧・謄写は民事裁判を起こすことで許可が出た。しかし事件記録には鑑定書に多くの写真

が含まれており閲欄・謄写に 50 万円位かかった。その上、依頼している弁護団への複写の費用を含めると 60 万円以上の費用が掛かったと記憶している。弁護団への複写の費用は別としても閲欄・謄写の費用は無料にして欲しい。

6. 少年法改正に関する意見交換会への参加

少年法は被害者遺族の兄妹や、事件の周りの子ども達をも苦しめてきました。彼らは言葉に尽くせぬほど苦しんで心にとてつもなく大きな傷を抱えています。加害者だけがこの国の子どもではありません。被害者の子どもや兄妹・事件の周りの子ども達もこの国の大切な子ども達です。彼らの苦しみにこの国は寄り添い、心から彼らの思いを聞いてください。この国は早急に彼らに救済の手を差し伸べる責任があると思います。

「少年法」を改定するに当っては、常日頃から沢山の少年事件の被害者等から丁寧に聞き取りを行っていくことが何より大事だと思っています。今からでも遅くは無いと思いますので、是非宜しくお願いします。

【具体的な事例・コメント】

- ①少年の更生を重視するのであれば、こんな思いの被害者の声を直接聴いて、どういうことが大事で必要か検討していただきたいと思う。
- ②被害者遺族の子ども達は泣き苦しむ親の姿を見て自分を責めます、「何故助けられなかったのだろうか？自分が身代わりになればよかったのに・・・」等と心を痛めています。彼らは残された家族を気遣い自分を押し殺し、ぎりぎりの精神状態の中でそれでも自分に鞭を打ちながら生きているのです。多くの少年事件の被害者の声・少年事件遺族兄妹の声をこれからも拾いあげてください。
- ③法律に携わる人々は、ご自分の身内が少年による被害を受けても現在の「少年法」に納得できますか。呼べども叫べども戻ってこない家族を失ったものの心境をもっともっと理解してください。

7. 被害者等の審判に対する不服申立制度の新設

審判を受けた加害少年側からは、①決定に影響を及ぼす法令の違反、②重大な事実の誤認、③処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができ。（法 32 条）これに対して、被害者側はどんなに審判結果が納得できないものであっても、不服申立を行うことができない。かろうじて、検察官関与の決定がなされた事件にかぎり（上記最高裁事務総局家庭局の報告によれば、平成 13 年 4 月 1 日からの 4 年間で合計 90 名についてしか検察官関与は行われていない）、検察官が抗告受理の申立てを行うこととされているので（法 32 条の 4）、抗告受理の申立てを行うよう検察官に働きかけることくらいしかできない。しかも、この抗告受理の申立ては、検察官の抗告権ではなく、「高等裁判所が相当と認めるとき」のみ受理されるという極めて中途半端な制度です。加えて、申立理由は、①決定に影響を及ぼす法令の違反、②重大な事実の誤認に限定され、処罰の著しい不当は抗告受理申立の理由から除外されている。

被害者等にとっても、また、加害少年にとっても、厳格な事実認定は極めて重要な意味を持つ。検察官による抗告が上記のように極めて不十分なものである以上、審判で不当な事実認定が行われた場合に、被害者等に何らの不服申立手段が認められていないことは、立法の過誤です。事実認定の重要性にかんがみ、被害者等に固有の審判に対する不服申立制度の新設をしてください。

【具体的な事例・コメント】

- ①少年審判の中で息子の死因は 4 回も変えられてしまいました。民事訴訟に当っては多くの時間とお金を使い何人もの法医学者に意見を聞いて回りました。その中で息子を心臓病による突然死とした法医学者は、「いわくつきの法医学者であり何をするかわからないので、司法解剖されつくば大学に残されている遺体の一部を取り返しなさい」との指摘もあり、当時の厚生省の許可を得てホルマリン漬けの脳・心臓・肺などの残されていた息子の遺体全部を取り返し今も自宅に保管をしています。当時、不服申し立てをしようと検察審議会などに問合せをしましたが、「少年事件の場合は申し立ては出来ません」との事務的な回答に、やるせない思いをしました。もし、被害者からの不服申立制度があれば、高額なお金と長期間をかけて民事訴訟を起こすこともなかったと思っています。息子を殺されて 14 年半になりますが、いまだに息子の死因は何だったのか納得のいく状況ではありません。息子の死後ニュースなどで話題になりましたが、野球やサッカーなどの練習や試合中にボールを胸に当てて亡くなる子どもの死因は「心臓震とう」で、心臓の強い子どもが胸に衝撃を受けたときになりやすいとき

れており、息子の死因は「心臓震とう」ではないのかと思っています。医学の進歩は目覚ましいものがあります。ホルマリン漬けの脳・心臓・肺などの息子の遺体の一部や、それらで作成した組織標本も全て揃っています。4度も死因を変えた責任を取って是非鑑定をやり直して欲しいと願っています。

8. 国が加害者に代わって一括して賠償の肩代わりを行い、その後は国と加害者間で弁済の手続きをする制度の新設

民事訴訟で損害賠償請求の判決が出されても、家族的にある程度の財力があっても、被害者等からの損害賠償に全く応じない場合や、分割で少しだけ支払いをしてその後は住所をくらませて支払いをしないケースなどが多く発生しています。弁護士に依頼をするにも費用がかさみ、被害者等自信で交渉などに臨むことは、更なる困難を強いるものでしかない。

【具体的な事例・コメント】

①民事訴訟で損害賠償請求の判決が出され、加害者に対してどのような形で賠償命令を履行するのか何度となく手紙を出していますが、父親から「本人には伝えておきます」との簡単な返事が届いたきりでその後は全く音信不通の状況です。

損害賠償請求の判決が出されても、責任を取らなくても良い、法的効力の全く無い判決があることに驚きました。国民の多くの方がこの事実を知りません。「賠償金をもらってよかったわね。」と知人に言われましたが、一人ひとりにこの国の現状を伝えることの難しさ虚しさを感じました。失った命は取り返せないで、せめて適切な賠償金で我慢するしかないが、判決で下された賠償金額はほとんどが不渡り小切手になっています。加害者を含めて加害者家族との接触や交渉は、こんりんざい顔も見たくないし、声も聞きたくないと思っている遺族にとっては辛くて困難を強いるものでしかありません。

国が加害者に代わって一括して賠償の肩代わりを行い、その後は国と加害者間で弁済の手続きを実行して欲しいと願っています。

以上